

令和8年9月24日
役員会決定

国立大学法人滋賀医科大学が実施する採用選考における
求職者等に対するセクシャル・ハラスメントの防止について

1. 基本方針

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、本学の役員、教職員、非常勤職員その他本学の業務に従事する者（以下「役職員等」という。）の採用選考において、応募するすべての求職者等(※1)の基本的人権と個人の尊厳を尊重し、公平・公正な選考を行います。

採用選考における求職者等へのセクシャル・ハラスメント（ジェンダーアイデンティティ、性的指向に関する侮辱的言動を含む。）は、教育・研究・医療機関としての信頼を揺るがす重大な違法行為であり、本学はこれを一切容認しません。

（※1）求職者等

- 求職者（求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 本学の実施する採用に資する活動に参加する者
 - ・ 本学において見学・実習・研修等を受ける者

2. 採用選考における遵守事項

本学の採用選考（書類審査、面接、模擬授業、公聴会等）に関わるすべての役職員等は、求職者に対して以下の言動を行ってはなりません。

- (1) 職務権限を背景とした性的な要求・誘い
- (2) 選考に不要な私生活・属性に関する質問
- (3) 研究実績や能力と無関係な容姿への言及

3. 採用選考における密室化の防止

閉鎖的な空間でのトラブルを防ぐため、以下の運用を義務付けます。

- (1) 面接・面談場所を学内の会議室等またはオンラインに制限
- (2) 複数名による選考（面接等含む）の徹底
- (3) 求職者に対する私的連絡(※2)の禁止

（※2）私的連絡

○採用担当者個人の私的連絡先（LINE、個人の携帯電話等）を用いた直接のやり取り。

大学の公式メールアドレス（大学のドメイン shiga-med.ac.jp のあるメールアドレス）

または大学の指定する手段を用いた選考に関する連絡は除く。

4. 違反者への厳正な処分

採用選考等において、求職者に対するセクハラ行為の事実が確認された役職員等に対しては、就業規則及び学内規程に基づき、懲戒処分を含む厳正な処分を下します。また、当該役職員等を即座にすべての採用選考から外します。

5. 求職者等の相談・通報窓口

本学の採用選考等において、不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合は、選考の可否に関わらず、速やかに下記の窓口にご相談ください。

(1) 相談窓口：rhotline@belle.shiga-med.ac.jp

(2) 相談者等の保護：相談者、行為者とされる者、調査協力者等のプライバシーを保護し、相談・調査に関する情報は対応に必要な範囲で取り扱います。相談・通報、事実関係の確認への協力又は労働局への相談・紛争解決手続の利用・協力を理由として、求職者等及び役職員等に不利益な取扱いを行いません。

(3) 相談後の対応：相談・通報があった場合には、迅速に事実関係を調査します。ハラスメントの事実が確認された場合は、被害者への配慮のための措置および再発防止に向けた措置を速やかに講じます。また、事実が確認できなかった場合を含め、方針の再周知等の再発防止に向けた措置を講じます。

6. その他

○求人への応募の有無を問わず、本学における見学・実習・研修等での求職者等への対応についても、本方針に準じて取り扱います。

○採用選考のための面接を除き、進路相談等の面談は、プライバシーに配慮し、1対1で実施することがあります。この場合は、日時・場所・担当者等を担当部署内で共有し、施錠せず、近隣の職員に必要時に連絡・対応を求められる環境で実施します。求職者等が希望した場合は、同席者の追加又は面談方法の変更に対応し、その希望を理由として不利益に取り扱いません。